

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…四
- 国民健康保険組合規約の一部変更届出……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)…六
- 貸金業法による行政処分……………(産業労働局金融部貸金業対策課)…六
- 港湾施設の変更……………(港湾局港湾経営部経営課)…七
- 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二)

規程(交)

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二)

告示

●東京都告示第四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和二年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和二年一月十六日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社サンアーク

(二) 代表者氏名 代表取締役 谷本 鉄夫

(三) 主たる事務所の所在地 中野区東中野一丁目十四番二十六号

(四) 免許証番号 東京都知事(5)第七四四一一号

(五) 免許年月日 平成二十八年九月十三日

一 日時 令和二年一月十六日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社Next Futures

(二) 代表者氏名 代表取締役 武富 大輔

(三) 主たる事務所 中央区八重洲一丁目六番十四号

所の所在地

件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…七

●東京都告示第五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

令和二年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

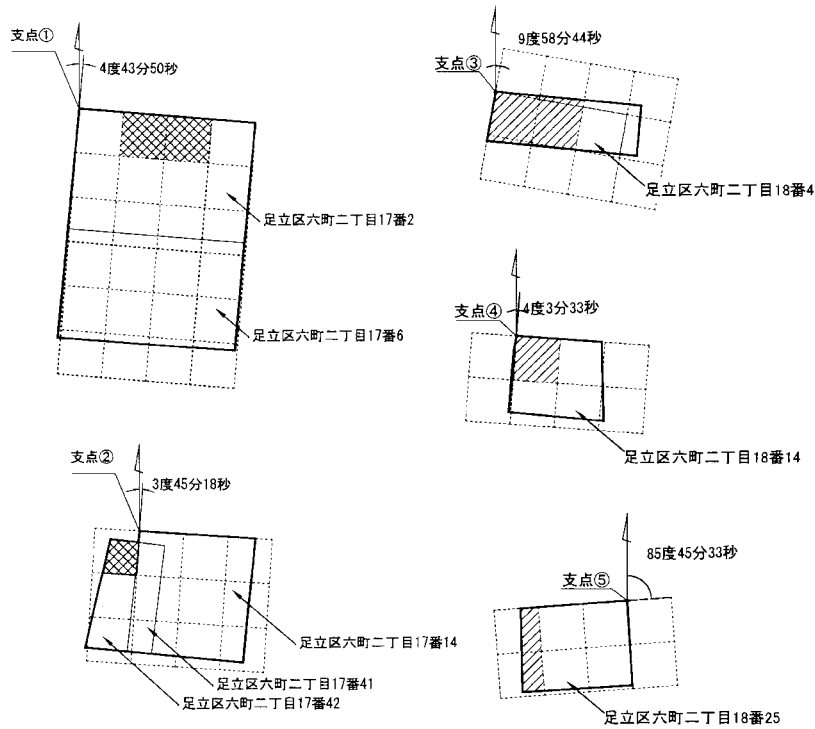
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区六町二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九九一〇二号
- (五) 免許年月日 平成二十八年四月二十八日

別図



【凡例】

- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第782号により指定した区域)
- 単区画線
- 筆境界

【支點】

支點①は、足立区六町二丁目17番2の最北端とする。
 支點②は、足立区六町二丁目17番14の最北端とする。
 支點③は、足立区六町二丁目18番4の最北端とする。
 支點④は、足立区六町二丁目18番14の最北端とする。
 支點⑤は、足立区六町二丁目18番25の最北端とする。

【格子の回転角度】

支點①は、4度43分50秒(足立区六町二丁目17番2)
 支點②は、3度45分18秒(足立区六町二丁目17番14)
 支點③は、9度58分44秒(足立区六町二丁目18番4)
 支點④は、4度3分33秒(足立区六町二丁目18番14)
 支點⑤は、85度45分33秒(足立区六町二丁目18番25)

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

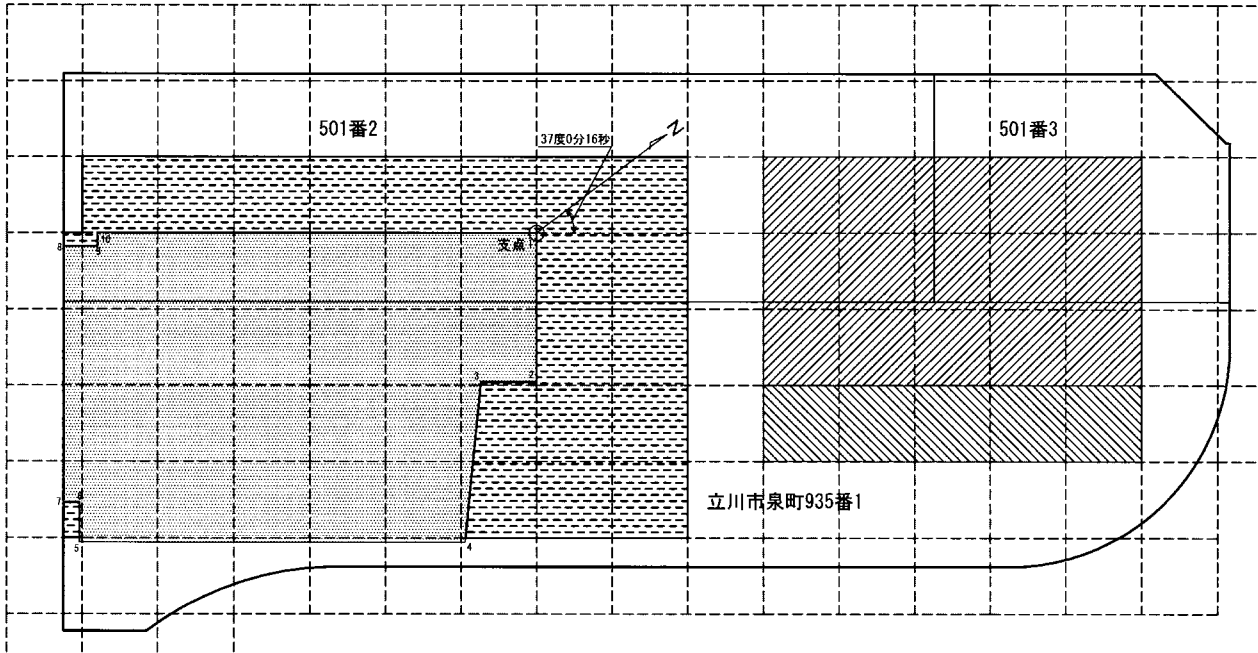
令和二年一月七日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(立川市泉町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画 ——— 敷地境界
- 筆境界
- 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成31年東京都告示第113号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第357号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第708号により指定した区域)

支店

支店の座標は、X=-31785.292、Y=-37745.009とする。
 ※座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、
 世界測地系座標計算によって作成した。

格子の回転角度 37度0分16秒

格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

測点	X座標	Y座標
1	-31785.292	-37745.009
2	-31797.052	-37729.404
3	-31802.942	-37733.843
4	-31817.319	-37718.298
5	-31857.959	-37748.927
6	-31854.833	-37753.074
7	-31856.530	-37754.352
8	-31836.266	-37761.238
9	-31832.671	-37778.528
10	-31831.619	-37779.924

●東京都告示第七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第四項の規定により、平成三十年東京都告示第八百二十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

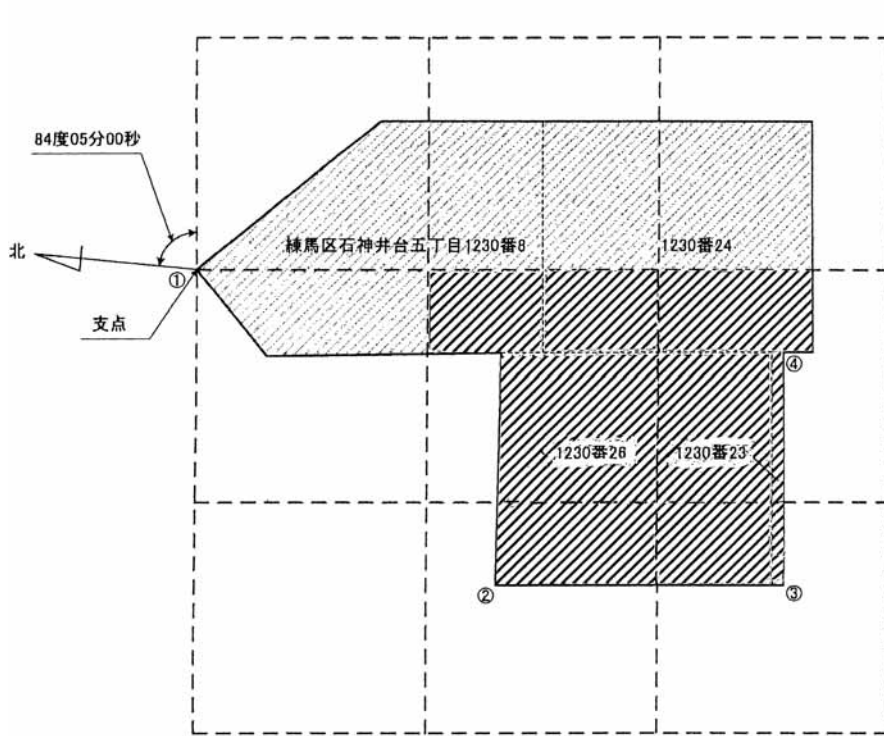
一 指定を解除する区域 別図のとおり（練馬区石神井台五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域
- ▩ 要措置区域

支点

支点は、下記座標とする。
 X座標:-29340.076
 Y座標:-22276.856
 座標は世界測地系(測地成果2000)による。

格子の回転角度(84度05分00秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

境界点座標値(世界測地系)

測点番号	X座標	Y座標
①(支点)	-29340.076	-22276.856
②	-29355.020	-22290.190
③	-29367.559	-22289.227
④	-29367.368	-22276.924

●東京都告示第八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和元年東京都告示第六百六十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

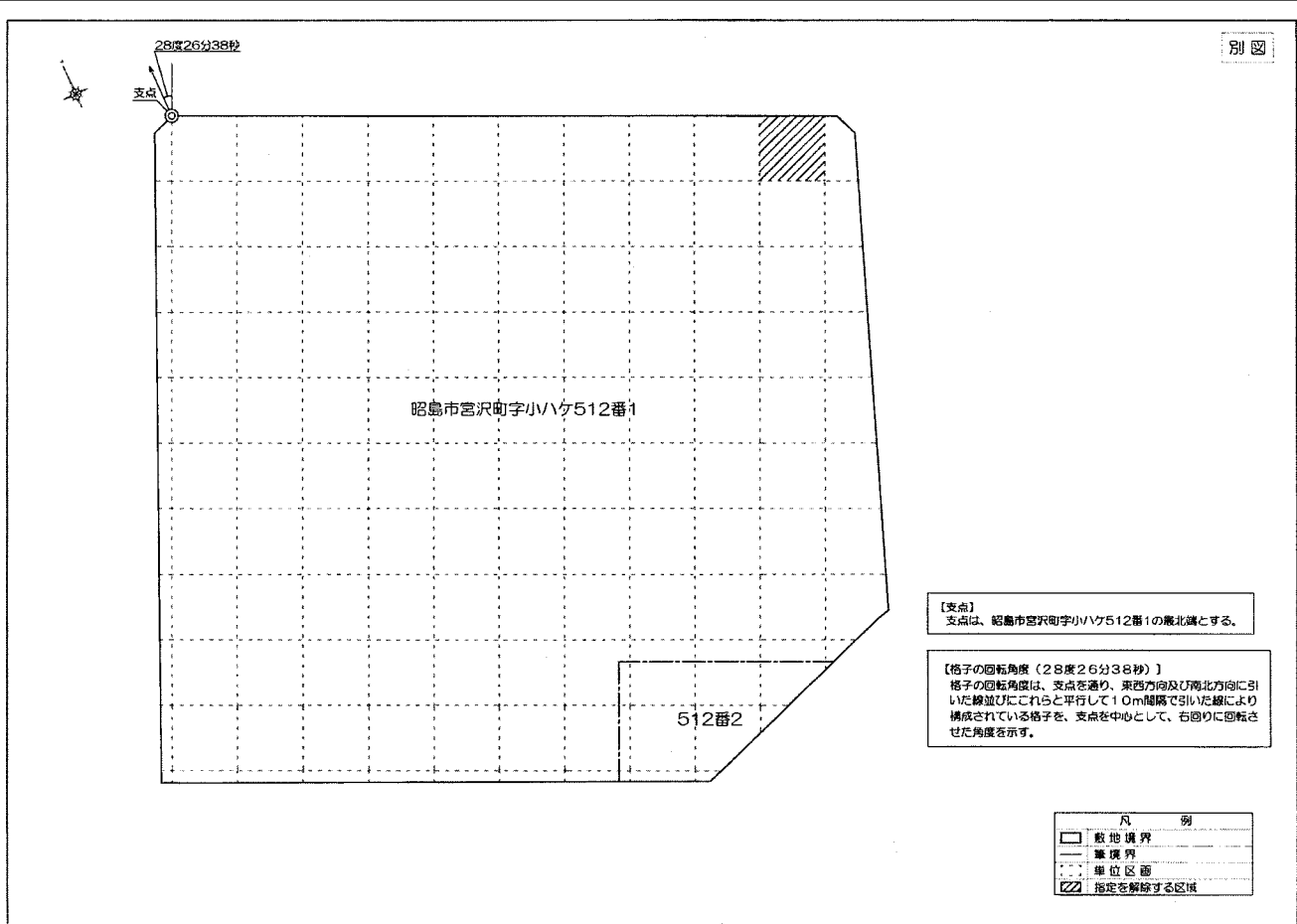
令和二年一月七日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(昭島市宮沢町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第六百六十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年一月七日

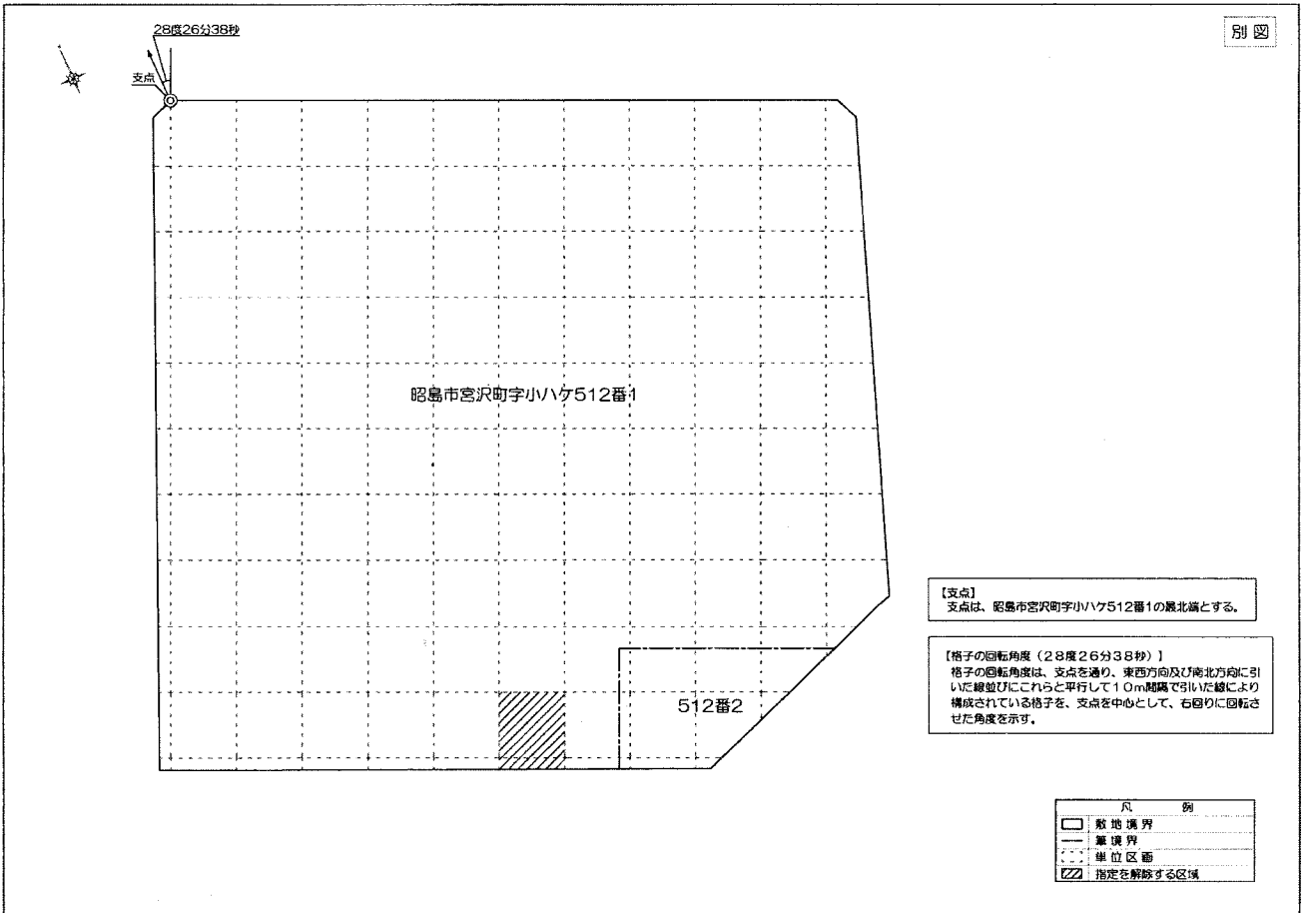
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（昭島市宮沢町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第四項の規定により、中央建設国民健康保険組合規約の一部変更について届出があったので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年一月七日

東京都知事 小池 百合子

変更事項 変更前 変更後 変更年月日
 事務所の 東京都新宿区高 東京都豊島区池 令和二年一
 所在地 田馬場二丁目十 袋二丁目十六番 月七日
 三番十六号 十三号

●東京都告示第十一号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四條の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四條の六の八の規定により次のとおり告示する。

令和二年一月七日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号又は名称 ナルト株式会社
- (二) 氏名（法人の場合） 堀込 保
表者氏名
- (三) 主たる営業所の所在地 東京都足立区綾瀬六丁目三十九番十三号
- (四) 登録番号 東京都知事(4)第三一三〇一号

(五) 登録年月日 平成三十一年二月十六日

二 処分年月日 令和元年十二月十七日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務並びに東京都知事が個別に承認した行為を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 令和二年一月十五日から同年八月十一日まで(二百十日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第十二号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和二年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年月日
港灣施設用地	朝潮ふ頭地区	八、五六	七、一五	中央区晴海	令和二年一月
		七・九六	四・六八	三丁目及び	同日
港灣施設用地	港灣施設用地	平方メー	平方メー	同区晴海五丁目	同日
		トル	トル		

規程(交)

●交通局規程第一号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年一月七日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正

する規程

東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

(大人及び中学生の六箇月特殊定期旅客運賃)

第十一条の三 大人又は中学生の六箇月特殊定期旅客運賃は、第十条第六項に規定する一箇月特殊定期旅客運賃を六倍した額の九割の額とする。ただし、発売する定期乗車券は、IC規程第二十五条に規定するIC定期乗車券に限る。

第十二条中「第十一条の二」を「前条」に改める。

第四十六条第一項第一号中「二箇月若しくは三箇月又は」を「一箇月、三箇月若しくは六箇月又は」に改める。

附則

この規程は、令和二年一月十五日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)」「(二)住所(団体にあつては所在地)」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和二年一月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和二年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 長原駅ビル
 - 二 店舗所在地 大田区上池台一丁目十番十号
 - 三 設置者名 東急株式会社
 - 四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号
 - 五 変更前の設置者名 東京急行電鉄株式会社
 - 六 変更後の設置者名 東急株式会社
 - 七 変更前の設置者の代表者名 越村 敏昭
 - 八 変更後の設置者の代表者名 高橋 和夫
 - 九 変更日 令和元年九月二日ほか
 - 十 届出日 令和元年十二月五日
 - 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 - 十二 縦覧期間 令和二年一月七日から同年五月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 - 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
-
- 一 店舗名 武蔵小山駅ビル
 - 二 店舗所在地 品川区小山三丁目四番八号
 - 三 設置者名 東急株式会社

<p>七 変更前の店舗所在地 港区芝浦三丁目一番二十一号</p>	<p>六 変更後の店舗名 msb Tamachi田町ステーションタワーS・タワーN</p>	<p>五 変更前の店舗名 msb Tamachi田町ステーションタワーS、プルマン東京田町</p>	<p>四 設置者住所 msb Tamachi田町ステーションタワーS・タワーN</p>	<p>三 設置者名 東京ガス不動産株式会社ほか二名</p>	<p>二 店舗所在地 港区芝浦三丁目一番二十一号ほか</p>	<p>一 店舗名 msb Tamachi田町ステーションタワーS・タワーN</p>	<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>八 変更後の店舗所在地 港区芝浦三丁目一番二十一号ほか</p>	<p>九 変更前の設置者名 三井不動産株式会社ほか一名</p>	<p>十 変更後の設置者名 東京ガス不動産株式会社ほか二名</p>	<p>十一 変更日 令和元年十二月六日</p>	<p>十二 届出日 令和元年十二月六日</p>	<p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 縦覧期間 令和二年一月七日から同年五月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>九 変更日 令和二年三月一日</p>	<p>十 届出日 令和元年十二月二日</p>	<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十二 縦覧期間 令和二年一月七日から同年五月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>八 変更後の閉店時刻 午後十一時。店舗六階のみ翌午前四時。店舗一階一部のみ二十四時間</p>	<p>七 変更前の閉店時刻 午後八時三十分。店舗六階のみ翌午前四時。店舗一階一部のみ二十四時間</p>	<p>六 変更後の開店時刻 午前七時。店舗一階一部のみ二十四時間</p>

に到着するよう提出してください。

令和二年一月七日

東京都知事 小池 百合子

GINZA SIX

中央区銀座六丁目十番一号ほか

株式会社大丸松坂屋百貨店ほか四名

江東区木場二丁目十八番十一号ほか

五 変更前の開店時刻
午前十時三十分。店舗六階のみ午前七時。店舗一階一部のみ二十四時間

四 設置者住所

三 設置者名

二 店舗所在地

一 店舗名

<p>一 店舗名 msb Tamachi田町ステーションタワーN</p>	<p>十七 変更前の閉店時刻 翌午前一時三十分ほか。ただし、一部店舗のみ二十四時間</p>	<p>日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>二 店舗所在地 港区芝浦三丁目一番二十一号ほか 東京ガス不動産株式会社ほか二名</p>	<p>十八 変更後の閉店時刻 翌午前一時三十分ほか。ただし、一部店舗のみ二十四時間</p>	
<p>三 設置者住所 新宿区西新宿三丁目七番一号ほか</p>	<p>十九 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間</p>	
<p>四 変更前の店舗面積の合計 五千七百十四平方メートル</p>	<p>二十 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間</p>	
<p>五 変更後の店舗面積の合計 六千三百十八平方メートル</p>	<p>二十一 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗南側</p>	
<p>六 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 六十三台</p>	<p>二十二 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗南側</p>	
<p>七 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 七十三台</p>	<p>二十三 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前五時から午後七時まで</p>	
<p>八 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 五百六十五平方メートル</p>	<p>二十四 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前五時から午後七時までほか</p>	
<p>九 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 九百三十三平方メートル</p>	<p>二十五 変更日 令和二年七月十五日</p>	
<p>十 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 三十四・〇〇立方メートル</p>	<p>二十六 届出日 令和元年十二月六日</p>	
<p>十一 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 七十八・一〇立方メートル</p>	<p>二十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	
<p>十二 変更後の開店時刻 午前六時三十分。ただし、一部店舗のみ二十四時間</p>	<p>二十八 縦覧期間 令和二年一月七日から同年五月七日</p>	

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

